

立学校等再編整備審議会に
対し下田市幼稚園保育所再
編整備基本計画について諮
問いたしました。

その再編整備の骨子は、
以下のものでした。

①民間保育所の2園は、保
育所として継続する。

②下田保育所、下田幼稚園
はそれぞれ存続する。

③下田第三保育所は平成23
年度末で廃止する。

④現在の公立保育所4園と
公立幼稚園3園は平成25
年度末で廃止する。

⑤保育所機能と幼稚園機能
を持つ、幼保連携型認定
こども園を平成26年度に
開園する。そのことによ
って平成27年度迄の国の
耐震化計画への対応を目
指すものとする。

同再編整備審議会では平成
23年1月に答申するまで6
回の審議会を開催し、協議
の結果、今後の対象児童の
急激な減少や、現在運用し
ている施設の老朽化と耐震
未整備への促進を理由と
し、右記再編計画を認める
答申が出されました。

この答申の時点では、認
定こども園の建設位置は第

三保育所跡地とされており
ましたが、平成23年3月11
日の東日本大震災の状況を
受け、建設位置を敷根の下
田市スポーツセンター隣接
地に変更したことは、防災
対策上適切な処置であった
と考えます。

更に同審議会では、認定
こども園で行われる新たな
提供サービスとして、

①保育所における長時間保
育児童の預かり時間を、
希望により11時間まで延
長すること。

②土曜日保育を、平日と同
じ時間実施すること。

③幼稚園児を対象に、14時
以降の預かり保育を16時
まで行うこと。

④通園の保護者負担を軽減
するため、通園バスを運
行すること。

以上を求め、総務文教常任
委員会としてはこれらに基
づく再編整備が計画されて
いるものと認識していま
す。

今回の請願原文では、第
一に「未就園児保護者に対
する説明が不十分である」
との指摘がなされておりま
す。当委員会の調査による

と当該者への説明会が平成
23年、24年の2カ年でそれ
ぞれ1回ずつしか開催され
ておらず、総務文教常任委
員会としては教育委員会に
今後のよりきめ細やかな説
明を十分に実施されること
を強く求めました。

第二に、施設の設置位置
が現在位置より遠方となる
ことにより、災害時におけ
る保護者の不安を掲げてお
ります。これに対しては、

高台に設置され耐震化が施
される認定こども園はより
安全で安心な施設であり、
また送迎バスの運行時の災
害に対しても適切な対応を
構築するとの当局からの回
答もあり、認定こども園の
保護管理下にある対象児童
の安全確保は現状より優る
ものと推測されます。

第三に、幼稚園児と保育
所児童の生活は全然違うと
の認識ですが、新たに始ま
る認定こども園は、幼稚園
と保育所双方のメリットを
活かしたサービスの提供が
出来るものとなります。配
置される先生は幼稚園教員
免許と保育士資格を持った
職員が、児童の教育ならび

に保育を行うこととなりま
す。このように下田市の認
定こども園は認可幼稚園と
認可保育所とが連携して一
体的な運営を行う「幼保連
携型タイプ」での運営とな
り、請願者が認識する運営
形態とは異なっているもの
と思われまます。

以上の理由により、再編
計画に基づき稲梓幼稚園を
閉園とすることはやむを得
ないものであり当請願を不
採択とすることと致しまし
た。

なお、当請願の不採択決
定にあたり、総務文教常任
委員会として下記の通り付
帯意見を加えました。

「幼稚園・保育所の統廃合
と認定こども園の設置はや
むを得ないものであるが、
その実施に当たっては、地
域住民の理解を得る必要が
ある。なかでも、在園児お
よび未就園児を持つ保護者
の不安、不満には耳を傾け
るべき意見も多い。特に通
園の方法、料金及び災害対
策について特段の配慮を当
局に対し強く求めるもので
ある。」

今回の請願および参考人

からお伺いしたお話から、
開園予定の認定こども園に
対して保護者の誤認が生じ
ていた要因は前述の説明不
十分によるところも多く感
じられました。相違の改善
や幼保連携型の優れた点を
広く認識していただくため
にも、きめ細やかな説明会
の早急な開催を委員会とし
て当局に強く要望しまし
た。加えて教育行政を所管
する総務文教常任委員会
は、今後も閉会中の委員会
活動の中で地域保護者を対
象とした意見交換会を開催
し、誤認の改善を図ると共
に、地域要望を今後の運営
方法に反映するよう努める
所存です。

